官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会(第9回)議事概要

1 日時

平成19年10月18日(木)14:00~16:03

2 場所

総理官邸 4 階大会議室

3 出席者

(委員・50音順、敬称略)

金丸恭文、立花宏、田中一昭、中野雅至、長谷川幸洋

(政府)

渡辺喜美公務員制度改革担当大臣、大野松茂内閣官房副長官、 岩城光英内閣官房副長官、山本明彦内閣府副大臣、 福井良次行政改革推進室長、株丹達也行政改革推進室次長

- 4 議事次第
- (1) 開会
- (2) 自由討議
- (3) 閉会

## 5 議事の経過

座長から、新内閣発足に伴い着任した大野内閣官房副長官、岩城内閣官 房副長官の紹介がなされた。

座長から、「たたき台」のたたき台を本日の会議で提出すべく作業を進めてきたが、もう少し詰めた議論を行った方がよいと考え、本日は検討項目全体にわたって議論するため、「たたき台の項目(案)」(座長メモ)を基に議論を行いたい旨の説明があった。

各委員の意見の概要は以下のとおり。

(「はじめに」について)

・田中座長から、この懇談会で行うセンターの制度設計について、センターは来年末までに作ることが法定されており、制度懇において公務員制度全般にわたる結論を得、その法制化を待ってからでは間に合わないため、現行の法律・制度を前提とすることでよいか。また、いわゆる「わたり」や公務員の給与を一定の年齢から下げる仕組みがないという問題などセン

ターの制度設計と直接関わるといえない事項については、今の制度では解決が難しいので、政府や制度懇等に提言する。さらに、その提言は報告と同じペーパーにすると混乱をきたすことから、別に作った方がよいと考えるが、各委員に対し確認したいという発言があった。

- ・長谷川委員から、センターの制度設計と直接関わるといえない事項については、報告と別立てで出すという整理の仕方と、専門スタッフ職のことなどこの懇談会でも議論がなされた事項については報告に盛り込む仕方の2通りがあるのではないかという意見があった。
- ・金丸委員から、これまで色々な意見が自由に出ていた中で、たたき台をまとめる段階になって現行の制度、法律が前提となっていると言われても心外。現行の制度を前提にして考えるというのであれば、来年のセンターはそれでよいかもしれないが、来年1月に制度懇の結論が出ると聞いているため、2008年以降のセンターの制度設計は、それを待って議論されるべきではないかとの意見があった。
- ・田中座長から、制度改革の全体を整合的に一つ一つ行うことができれば それに越したことはないが、センターを作るところから始めて、走らせな がら、新たな制度の改正に合わせてその仕組みが見直されていくやり方は 実効性があると理解しているという意見があった。また、これまで各委員 が法律の枠を越える議論をしたのを止めなかったのは、委員がどのような センターの理想像を描いているか知りたかったし、設置後も関係する制度 改革に伴い、改革していくのに役立つからと考えたからであるという説明 があった。
- ・立花委員から、我々のマンデートは4月の閣議決定、改正国家公務員法、7月の第1回懇談会の官房長官及び大臣の御発言を踏まえて、ということを考えると、現行の制度・法律を前提とするやり方に違和感はない。天下り問題の是正はもちろん大事だが、それとともにこの改革の今日的な意義は、縦割り行政の原因として各省毎の再就職のあっせんが密接に絡んでおり、再就職という出口の改革をグローバルな競争の中で国の競争力を高めるという意味での官の機構改革の突破口としていく意義があり、この「はじめに」のところで強調してほしいとの意見があった。
- ・中野委員から、閣議決定から法改正を経て、センター懇と制度懇ができたという経緯を考えれば、全体の制度設計が分からないとなかなか退職管理も扱えないという意見は正論ではあるが、一方で、法改正を連続して行うことはなかなかできない上、センターの予算要求をしなければならないので、ある程度現行法を前提にしなければならないというのも確かである。

そこで、例えば、支所の設置や早期退職勧奨など、センターの規模にリンクする事項等は大まかな前提を作って制度設計をすべきであるとの意見があった。

- ・金丸委員から、懇談会の前半に各省の幹部等のヒアリングを実施した際、 各省からセンターが機能するよう制度設計をしてもらいたい旨の要望があったが、現行の法律・制度を前提して考えると機能しないと言わざるを得ないという意見があった。
- ・長谷川委員から、報告書と(提言の)別冊方式でもいいが、専門スタッフ職など議論した事項については、報告書に前出ししてもよいのではないかという意見があった。
- ・田中座長から、センターが機能するなど様々な要望があったことは十分 理解しているが、現行の法律の下で全て実現することは不可能であるとい う意見があった。
- ・金丸委員から、(センターを機能させるには)色々な制度的な課題があるが、1点だけ挙げるとすると、現行の早期勧奨退職の際に、役所に残るという選択をした者の給与が、時間軸又は役職・責任に応じて下がっていくというところであるという意見があった。
- ・中野委員から、各省の関連団体に再就職させることを止めるとか、支所 を置かずに地方の自覚を促すなど、法改正を行わなくとも、センターの制 度設計のみで十分変わり得る部分はある。ただし、早期勧奨退職や給与制 度等の改正をにらんで、見直しができる組織を仕組む必要がある。
- ・田中座長から、この懇談会が出したセンターについての提案を政府がきちっと実行するかどうか見守る必要があり、センターの運用が開始され、5年後の見直しまで、この懇談会なのか、又は後継組織なのか分からないが、センターの運営を注視していくことも報告に盛り込んだらどうかという意見があった。
- ・渡辺大臣から、センターを通した再就職は天下りではないと国会でも繰り返し答弁してきたが、センター設置から3年後の一元化までは各省のあっせんが残るため、この期間がグレーゾーンである。この3年間をどう設計していくかが問題であるという発言があった。
- ・長谷川委員から、市場価格にプラスアルファのお土産が乗っているのが 天下りであると考えており、国民に批判されていることを考えると、市場 価格で再就職していく仕組みであることを報告書の中で強調してもらいた いという意見があった。
- ・長谷川委員から、センターのあっせん方法について、人事当局の依頼に

よりセンターが再就職先を探すやり方は、各省の人事当局の意向が強く残るため、当該人事当局とセンターの関係を透明にする仕組みが考えられないかという意見があった。

(「3.再就職支援の対象となる職員の範囲」について)

- ・長谷川委員から、センターへの登録について、例えば、40歳とか35歳とか若い者がいてもよいのではないかという意見があった。
- ・立花委員から、センターが税金で運営されること、世間的に見ると30歳代や40歳代前半くらいであれば選択肢が多くあることを考えると、基本的には勧奨退職者や分限予定者など本人の意思から離れて再就職をせざると得ない者に限定した方が理解しやすいという意見があった。
- ・田中座長から、本府省の課長相当職以上のほかに、40歳以上の希望者は登録してもよいというのが今まで出された意見ではなかったかとの発言があった。

(「4.センターの機能」について)

・中野委員から、官から民への再就職支援機能について、地方も含めて民間に再就職させるとなると、能力開発やキャリアコンサルティングなどに相当力を入れなければならないと考える。その場合は予想以上にコストがかかる懸念もあり、具体的にどういうことをやるのか議論が必要であるとの意見があった。

(「5.センターの組織のあり方」について)

- ・中野委員から、自分が懸念すべきことではないが、今の時代に支所まで置 くのは世間の理解が得られないのではないかという意見があった。
- ・田中座長から、支所の設置のあり方については、地方の対象者が多い実情を考慮し、必要最小限のものを置くという前提で整理し、再度議論する 旨の発言があった。
- ・長谷川委員から、地方には少なくとも実務をやって相談に乗れたりするような人がいないと難しいとの意見があった。
- ・中野委員から、副センター長については、公務員の再就職を民間の人材会 社の人だけでできるかどうか疑問であり、民間人と公務員でけん制しつつ 運営するやり方が組織として均衡が図れるという意見があった。
- ・田中座長から、金丸委員が常々言っているように、積極的に民間委託を行うこととの関係に配慮しつつ、センターの職員に民間出身者を各省出身者 と同数以上とすることを目処に登用することは、最初からは無理であろう が、徐々にそうしていくべきである旨の発言があった。

渡辺大臣から、「わたり」の禁止について、センターの業務と密接関連

領域であるため、報告書で言及しないのであれば、制度懇に提言してほしい。また、独立行政法人や行政委託型公益法人への再就職について、総量規制などのルールがあるが、総量規制も密接関連領域として検討はする必要がある。これもセンター懇のミッションとは違うというのであれば、例えば、行政減量・効率化有識者会議に提言してもらいたいという発言があった。

<文責:内閣官房行政改革推進室(速報のため事後修正の可能性あり)>